

会津若松市農業委員会 組織図

総会／所掌事務（議決・報告案件）１９名

- (1) 法第６条第１項～農地法その他の法令によりその権限に属させられた事項
 - ☞ 優良農地の確保と有効利用
- (2) 法第６条第２項～農地等の利用の最適化に関する事業
 - ☞ 担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進
- (3) 法第６条第３項～法人化その他農業経営の合理化、農業一般に関する調査及び情報の提供
 - ☞ 担い手の育成・確保
- (4) 法第３８条～行政機関等に対する意見の提出
 - ☞ 農業者の代表として地域の課題解決に係る取組

※ 法～農業委員会等に関する法律

事務局／８名

会津若松市農業委員会処務規則第３条の規定に基づく事務分掌

【第２５期班編成】

区域	班名	農業委員	推進委員	合計
第１区	神指町南四合・町北	２	１	３
	旧市・一箕・東山	１	１	２
第２区	湊	２	２	４
第３区	高野	１	２	３
	神指（南四合を除く）	１	１	２
第４区	門田	２	２	４
	大戸	１	１	２
第５区	荒井	２	１	３
	川南	１	２	３
	舘ノ内	１	１	２
第６区	八田	１	２	３
	日橋	２	１	３
	堂島	２	１	３

役員会／所掌事務（協議・報告）１２名

- (1) 総会及び全員協議会に付議すべき事項に関する事（農地法に係る許可申請等の案件を除く。）
- (2) 総会において委任を受けた事項に関する事
- (3) 以上のほか、会長が必要と認める事項

全員協議会／所掌事務（協議・報告）３７名

- (1) 農地利用最適化推進活動に係る目標の設定・点検評価 ⇒ 最終決定は総会
- (2) 農地利用最適化推進活動に係る各区域・班からの報告と情報交換 ⇒ 情報共有
- (3) 農地利用集積、遊休農地対策に係る協議・検討 ⇒ 部の検討内容を具体化・具現化
- (4) 法第３８条に関する事項 ⇒ 最終決定は総会

部／所掌事務（協議・報告）

- (1) 農地部（各区域１名／計６名）
各区域・班担当委員との連携による農地転用案件等の現況調査、農地パトロールの実施、違反転用に係る指導など
- (2) 利用集積推進部（各区域１名以上／計１８名）
農地利用最適化推進指針、農地利用最適化推進施策に係る改善意見、担い手の育成、農作業労働料金標準額及び農地賃借料に係る検討・情報提供など
- (3) 遊休農地対策部（各区域１名以上／計１８名）
農地利用最適化推進指針、農地利用最適化推進施策に係る改善意見、有害鳥獣対策、遊休農地に係る新規作物の導入検討など
- (4) 広報部（各区域１名／計６名）
農業委員会だよりの発行、ホームページ管理、全国農業新聞の普及活動、農業体験活動への協力など
- (5) 総務部（各区域１名／計６名）
研修会、農業相談及び行政調査の企画、農業者年金の加入推進など

区域・班／代表委員の役割

- (1) 各班の活動に係る総合調整
- (2) 各班の活動計画の立案や活動記録カードの取りまとめ及び委員会の全員協議会における活動報告
- (3) 委員会の総会議案書の受領と各班員への配布
- (4) その他、委員会の会長が特に必要と認める事項

※ 班編成は、左表【第２５期班編成】のとおり

